

建築現場等における仮設トイレのし尿処理について

し尿は「一般廃棄物」に該当し、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条により、市町村長の許可を受けなければならないと定められています。

建築現場等に設置される**仮設トイレやスカイトイレについては、貝塚市の許可を受けた業者に収集運搬を依頼し、処理を行ってください。**

無許可業者へ廃棄物の収集運搬ないし処分を委託する事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する「不法投棄」に該当し、違反した時は罰則に処せられます。

許可業者（3社）	電話番号
辻義設備工業(株)	431-2249
阪南設備工業(株)	422-0568
(株)コスモエンジニア	432-5727



【主な罰則】

区分	関係法令等	違反した場合
し尿の収集・運搬	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条）	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
不法投棄 ^{※1}	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条）	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
委託基準違反 ^{※2}	無許可業者へ廃棄物の収集運搬ないし処分を委託する事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第6号）	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
法人等に対する両罰規定	法人等にあつて、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、法人に対しても罰金刑を科す。	（※1）の場合、3億円以下の罰金刑（※2）の場合、各本条の罰金刑

【問い合わせ先】

貝塚市都市整備部環境衛生課 072-433-7186